

# こんな制度です！

ふるさと納税制度とは、平成20年4月の地方税法の改正により個人住民税の寄附金控除が大幅拡充されたことによる呼び名です。

## 1. 思いが活かせる

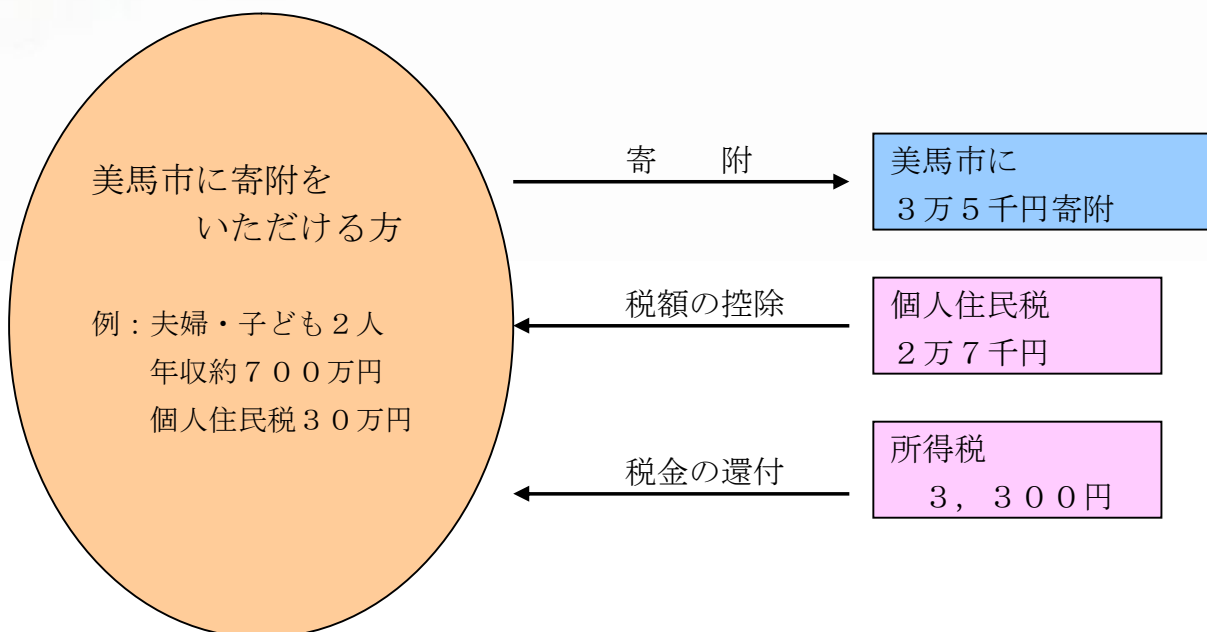
「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村に対する寄附金税制が抜本的に拡充されました。

## 2. 税額の一部が控除される

都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、5千円を超える部分について、個人住民税所得割のおおむね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

なお、所得税においては、平成22年中に支出する寄附金より適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられています。

<イメージ>



美馬市に35,000円の寄附をいただくと、30,300円の税金が還付・控除されるので、負担は4,700円だけになります(税の控除には上限があります)。